

平成28年(ワ)第2572号 損害賠償請求事件
原告 山口 薫
被告 学校法人同志社

準備書面 12

－これまでの被告の答弁書・準備書面に対する反論と求釈明（その1）－

平成30年1月26日

京都地方裁判所第6民事部合議はD係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 辰 巳 裕 規

第1. グリーン科目担当強要による学問の自由の侵害

1. 答弁書に対する認否・反論

(1) 被告は「嘱託講師とゲストスピーカーは、支払われる金額に差はなく、大学全体の予算からの支出かビジネス研究科予算からの支出かが異なるのみである。ゲストスピーカーへの変更については、大半の嘱託講師が了承していた(乙24～28)」と主張する(答弁書3頁)。

しかしながら、原告は「支払われる金額の多寡」などを問題としているのではない。学校教育法・大学設置基準・同志社大学教員任用規程等が定める「教員の資格」を有する「講師」ではない「ゲストスピーカー」に講義を担当させるという違法行為を原告に強要したこと、同時に専門外の科目について原告が教員となり教授をすることを強要したことが原告の学問の自由を侵害する違法行為であると主張しているのである(原告準備書面2参照)。被告の立論では「支払われる金額」が同じであれば「教授」でも「ゲストスピーカー」でも構わないと述べているのと同義である。

(2) 答弁書「第3. 被告の主張」「2. グリーンマネジメント科目の担当について」(答弁書8頁以下)のうち(1)及び同(2)中第1段落は認め、その余は否認ないし争う。グリーン科目担当強要の経緯については原告の陳述書(2)添付資料9(甲38号証)、陳述書(3)(甲39号証)、最高裁への陳述書(甲42号証)記載のとおりである。

2. 被告準備書面(1)に対する反論

(1) 被告は準備書面(1)「第2 「Green Management in Action」の担当者について」「1 授業担当について」「(1)」において「大学がどのような科目を設置し、誰に担当させ、どのような内容の授業にするのかは、各大学に委ねられた事柄である」とする(被告準備書面(1)2頁)。もっとも被告は準備書面(2)において「設置科目、担当者、各科目の内容が教授会の審議事項である」とし(被告準備書面(2)1頁)、教授会がこれらを決定する権限を有することは認めている。ところで、同書面では「2012年度の「Green Management in Action」については、被告が雇用する教員が授業を担当し、外

部の複数の専門家をゲストスピーカーに招く形で授業を実施した。当然ながら、この授業は、被告及び当該教員が責任をもて実施した」としていたが（被告準備書面（1）2頁以下）、その後被告は準備書面（2）において、同科目は嘱託講師の在間敬子氏が担当をしたがゲストスピーカーを招いた旨の主張は撤回している（被告準備書面（2）1頁以下）。（2）ところで、前述のとおり、被告も「Green Management in Action」では、複数の専門家によるオムニバス形式の講義を行っていたこと、平成23年度までは、外部の専門家を嘱託講師（他大学では一般に「非常勤講師」と呼ばれる役職）として招聘していたことは認めている（答弁書9頁（2）第1段落）。2010年度及び2011年度の同科目シラバス（甲43号証の1及び2、甲44号証の1及び2）には担当教員として原告だけでなく複数の嘱託講師の名前が併記されている。これらの嘱託講師は専門家として講義を担当し、学生の成績評価を行う資格を有し、また責任を負う。

そして、被告も嘱託講師は学校教育法92条10項の「講師」に該当することは認めている（被告準備書面（2）2頁）。被告によると嘱託講師は採用時には履歴書・業績書の提出が求められているとのことである（乙49）。他方、ゲストスピーカーについては、交通費・謝礼の支払いに必要な書類の提出を求めているのみであるとする（被告準備書面（2）2頁）。

つまりゲストスピーカーは学校教育法上の教員としての資格は有していないし、専門家として教員として講義を担当することはできないし、学生の成績評価を行う資格も有していない。そして原告も2010年度及び2011年度においては他の嘱託講師とオムニバス形式で講義を行っていたにすぎず、他の嘱託講師が教員として講義を担当する項目についてまで専門家としての資格・地位は認められていなかった。ところが、2012年度においては、教員の資格・地位を有しないゲストスピーカーに講義を担当させる違法、原告において専門外の科目まで講義を担当させる違法に加担することが強要されたのであり、これらの専門外科目の強要は原告の学問の自由を侵害するものであることは明らかである。そしてこれらの強要行為は八田学長・土田副学長ら「大学執行部」の意向として、その意向に従った浜研究科長を介して行われたものである（原告準備書面8・4頁、原告準備書面9・被告準備書面（3）3頁以下）

3. 求釈明

被告は「同志社大学教員任用規程（甲2）」、「同志社大学大学院教員任用内規（甲3）」、「ビジネス研究科人事手続要領（甲4）」、「ビジネス研究科人事手続要領実施細則（甲5）」が「専任教員を採用する際の手続きを定めたものであり、嘱託講師への委嘱に適用される規定ではない」とする（被告準備書面（2）2頁）。そこで、被告におかれては「嘱託講師への委嘱に適用される規定」を明らかにすることを求める。

第2. 「Project and Research I・II」における差別的な指導担当外しによる学問の自由の侵害

1. 求釈明

原告は準備書面10「第2」「3」（2）において「国際プログラム委員会が指導担当をいつ開催の委員会で誰が出席した上で決定したのかについて明らかにされたい」「また、その決定結果は教授会に報告されたか、指導担当を教授会ではいつ承認されたのかについて明らかにすること」を求めているが、被告は被告準備書面（2）において「希望者がゼロであ

った」「指導担当外し」を行ったことはない」と答えるのみである。「Project and Research I・II」の指導担当がいつ開催の委員会で誰が出席した上で決定したのか、その決定結果は教授会に報告されたか、指導担当を教授会ではいつ承認されたのか、それとも教授会には報告されず、教授会における審議・承認がなされなかったのか明らかにすることを求める。

第3. 「Business Economics」科目担当外しによる学問の自由の侵害

1. 答弁書に対する認否・反論

- (1) 被告は「大学における授業内容等がシラバスに記載され公表されていること」、「ビジネス研究科では、各科目の担当者は教授会で決めること（GMBAについては、教授会で審議する前に国際プログラム委員会で検討することとされていたとしつつ）」は認めている（答弁書4頁）。GMBAは9月開講（翌年8月まで）であるから、後期科目（2013年4月～）の「Business Economics」の授業内容及び原告が科目担当であることについては教授会で既に決まっていた事項である。
- (2) 被告は「カリキュラムの編成や個々の授業で扱う内容は、教授会の審議・議決で被告が決定すべきものであり、個々の教員は、これに従って授業を行うべき職務を負っている」とする（答弁書11頁）。まさに原告はこれまで教授会で審議され議決・承認されてきたシラバスに従って「Business Economics」の科目担当をしてきたのである（乙44）。
- (3) その余については否認ないし争う（原告準備書面3主張の通り）。

2. 被告準備書面（1）に対する反論

- (1) 被告は「システムダイナミクスの手法を用いたミクロ経済学・マクロ経済学の授業を行うことが採用時の雇用条件」との原告の主張を争っている（被告準備書面（1）4頁）。しかしながら、原告はビジネス研究科招聘時に大学側担当者であった中田喜文教授よりシステムダイナミクスの手法を用いて経済学を教授することに大いに賛意を得ている。再度、中田喜文教授に確認されたい。
- (2) 被告は「担当科目の変更は、懲戒処分のような不利益処分ではないから、プロセスや弁明の機会を論じることは失当である」とする（被告準備書面（1）4頁）。しかしながら、大学教授にとって、いかなる科目をどのように教授するかは、教授の自由の根幹をなすきわめて重大な利益である。その変更にあたっては学問の自由・教授の自由を尊重しながら適正な手続に基づいて行わなければならないことは至極当然である。
- (3) 被告は「ビジネス研究科では、原告の展開していた『Business Economics』の授業内容が1年次生にとって適切と判断したことはない」とするが（被告準備書面（1）4頁）、否認ないし争う。原告はこれまでシステムダイナミクスの手法を利用した経済学の講義を現に展開してきたが、これはもちろん教授会において審議・承認されたシラバスに基づいて行われたものである。2008年7月2日教授会において原告は「Business Economics」の科目担当の教員と選任され（乙44）、授業内容についてもシラバスとして承認された。これは1年次生にとって教授会が適切と判断したからにはほかならない。被告も、設置科目・担当者・各科目の内容は教授会の審議事項であることは認めている（被告準備書面（2）3頁）。以後原告がシステムダイナミクスの手法を用いた経済学の講義を「Business Economics」でシラバスに基づいて毎年行ってきたということは、当然教授会が認めてきたからにはほかならない。

(4) その余も否認ないし争う（原告準備書面3主張の通り）。

3. 国際プログラム委員会の意思決定の不存在

(1) 被告は「被告は、I年次の配当科目である以上、基礎的・一般的な内容の授業を行うことを原告に求めたが、原告が頑として聞き入れなかったため、やむを得ず、2013年度からは、別の教員を担当者とすることとした」（答弁書11頁）、「国際プログラム委員会からシステムダイナミクスを使わない経済学を教えてほしいと依頼したことに従わなかった」（被告準備書面（1）4頁）とする。

(2) しかしながら、国際プログラム委員会には議事録はないこと（被告準備書面（1）5頁）、委員会開催の日時・場所も特定できないこと（被告準備書面（2）3頁以下）、申し入れをした具体的日時も教員名も特定できないこと（被告準備書面（1）5頁）に鑑みれば、上記のような申し入れ・要望はそもそも存在しなかったと言わざるを得ないし、そもそも国際プログラム委員会の開催や適正な意思決定の事実すら認められない。国際プログラム委員会の実在すらきわめて疑わしいと言わざるを得ない。被告は「国際プログラム委員会では、日常的に教員間の話し合いを行っていたため、日時・場所等を特定することはできない」とばかり繰り返すが（被告準備書面（2）3頁以下）、単なる教員同士の「おしゃべり」「談話」と研究科内に設置された委員会としての法的に有効な審議・意思決定を同視することはできない。詰まるところ、近藤まり国際プログラム委員会委員長が、国際プログラム委員会の適正な手続に基づく意思形成・意思決定によらずに、独断で、原告に対する申し入れ・要望などの事実もないまま、原告の科目担当外しを決定したと評価せざるを得ないのである。このような適正な手続によらない科目外しは原告の学問の自由を侵害するものであるし、これを認知した八田学長は原告の学問の自由権を確保する義務が生じたのである（原告準備書面8・9、被告準備書面（3）4頁以下）。

4. 求釈明

(1) 被告は被告準備書面（1）において、原告が主張する科目担当者決定のための5つのプロセスについて否認する（被告準備書面（1）3頁）。そこで原告は科目担当者の決定プロセスについて釈明を求めたが（原告準備書面10・2頁）、被告は「科目担当者は、教授会の審議事項である」と回答するに留まっている（被告準備書面（2）2頁）。

そこで、教授会における、科目担当者を決定するための具体的な手続を明らかにすることを再度求める。

(2) 被告は被告準備書面（1）において、原告は「被告の指揮命令に基づいて授業担当等の役務を提供する債務があった」と主張し（被告準備書面（1）4頁）、この指揮命令権は、学長及び研究科長が有すると釈明する（被告準備書面（2））。では、原告に対して学長あるいは研究科長から指揮命令権がなされたという事実の有無、有る場合にはその時期・内容を明らかにすることを求める。

(3) 原告は被告に対し、すでに教授会の承認その他の学内手続を経て決定されたシラバスを年度の途中で変更する意思決定について、近藤ないし国際プログラム委員会が、いかなる根拠・権限で行ったのか、また、シラバスの年度途上での変更について学内手続を経ているのか具体的に明らかにすることを求めたが（原告準備書面10・3頁）、被告は「2013年度春学期の『Business Economics』を嘱託講師の大坂仁氏に委嘱することは、2012年2月20日の教授会で審議・承認された」と回答するに留まっている。

しかし、大坂仁氏への嘱託講師への委嘱は、原告の科目担当を外すことが教授会で審議・承認された後にはじめて審議されるべき事項であり、シラバスの年度途上での変更や原告を科目担当から外すことがいつ教授会で審議されたかについての釈明となっていない。原告は、科目担当外しが教授会で審議されていないことから、2012年2月20日の教授会で、この不当な科目担当外しを教授会で審議することを強く求めている。しかし、その際、大久保隆教務主任（日銀出身）が突如原告の発言を遮って「この件は本日の教授会の審議事項になっていないからその必要なし」と発言し、これを受けて浜研究科長は、原告の要求を封殺し（このこと自体、「教授会の審議・議決で被告が決定すべきもの」という被告自らの見解を否定）、「嘱託講師委嘱に関して異議はありませんか」と議論を一方向的に進め、賛成の挙手等を求めることなく「反対がないのでこの件は承認されました」とする暴挙にでたのである。したがって、2012年2月20日の教授会において、シラバスの年度途上における変更や原告の科目担当外しが教授会で審議されたことはない。

そこで再度

- ① 近藤ないし国際プログラム委員会がいかなる根拠・権限で行ったのか
- ② シラバスの年度途上での変更について学内手続を経ているのか
- ③ そもそも「Business Economics」の科目担当を外すことについて教授会で審議がなされたか、なされたとすればその時期について具体的に明らかにすることを求める。

なお、秋学期（9月）開講のGMBAの学生にシラバスが提示あるいは交付される時期、予め開校時に提示されるシラバスには春学期（後期・4月～）科目の記載があるのかについて明らかにされることを求める。

第4. 近藤まり教授の差別発言による学問の自由の侵害

1. 求釈明

(1) 被告準備書面(2)によれば、被告も「各科目の内容は教授会の審議事項」であることは認めている(被告準備書面(2)4頁)。また、近藤まり委員長は「原告の講義を参観したことはない」とのことである(被告準備書面(2)4頁)。各科目の内容の適正さの審査はあくまで教授会が行うのである。そして、近藤まり委員長は原告の講義を参観したこともないのに、偏った経済学であると決めつけたのである。

ところで、被告は近藤まり委員長が「シラバス、学生アンケート、原告からの話」などにより講義内容を把握している、システムダイナミクスを含め、経済学の基本的理解を有しているとする(被告準備書面(2)4頁)。しかしながら、繰り返すがシステムダイナミクスは分析手法・ツールであり、経済学のみならず幅広い学問分野・領域に用いられるものであるが(エクセルの学際的利用などと同じ)、システムダイナミクスそのものは経済学ではない。「システムダイナミクス」を「経済学」に含めるという回答自体がシステムダイナミクスを理解していないことの証左である(エクセルの学際的利用を経済学とは言わない)。

そして近藤まり委員長は、原告の講義を参観したことがないのに「シラバス、学生アンケート、原告からの話」などから、どのような思考過程を経て「偏った経済学」であると判断するに至ったのか明らかにすることを求める。また「偏った経済学」であると判断す

る基礎となった「学生アンケート」なるものを証拠提出されたい。「原告からの話」についても、どのような話であったのか明らかにされたい。

- (2) また被告準備書面(2)によれば、被告は原告がタフォヤ氏の指導教授にならなかったことは認めながら、タフォヤ氏の内心は不知である、2013年度春学期の「Business Economics」は嘱託講師の大坂仁氏が担当して開講されたと釈明する(被告準備書面(2)4頁)。

しかし、学生には予めシラバスが提示され、これに基づいた講義が行われることを予定するものであり、タフォヤ氏は「山口教授のシステムダイナミクスを部分的に取り入れた「ビジネス経済学(Business Economics)」のクラスを受講するのを楽しみにしていました」などと陳述しているところである(甲9)。

そこで嘱託講師の大坂仁氏が担当した2013年春学期の「Business Economics」においてシステムダイナミクスを用いた経済学の講義、原告がタフォヤ氏などに予め提示していたシラバス通りの講義が行われたか否かについて明らかにすることを求める。

2. 教授会の録音について

被告は、ビジネス研究科教授会の録音は、概ね1年程度保存してから消去している、とする(被告準備書面(2)4頁)。もっとも別事件(京都地裁平成25年(ワ)第995号)において、原告が2012年11月以降2013年3月までの教授会の録音を証拠提出することを平成25年7月19日付準備書面で求めた際には、被告は1年が経過する以前の同年8月26日付準備書面において「議事録作成後に適宜消去している」と回答していた(甲45号証・甲46号証)。他方で2009年度の録音は事務室のパソコンに保存していたものが見つかったなどともしている。そもそも原告については定年延長の提案を浜研究科長がしないことをめぐり教授会においても問題化していたのであるから録音を消去したとの説明はにわかに承服できない(別事件当時の説明とも齟齬をしている)。消去の日時やプロセスが明らかにされない限りは(準)文書としての録音は被告が保管していると考えざるを得ない。再度、調査の上で教授会の録音を証拠提出されたい。

以 上